

(検討案)

千葉県条例第 号

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止
に関する条例の一部を改正する条例

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例（平成9年千葉県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「土砂及びこれに混入し、又は吸着した物」を「次の
ア又はイのいずれかに該当する物」に改める。

第2条第1号に次のように加える。

ア 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物

イ 建設汚泥その他の産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法
律（昭和45年法律第137号）第2条第4項に規定する廃棄物を
いう。）を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再
生した物（同法第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）

第33条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第34条 第2条第1号イの規定による物については、第30条から第
33条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降に着手される土砂等によ
る埋立て等について適用する。

~~~~~

議 案 説 明

建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、  
有用な資材として再生した物の埋立て等を条例の規制対象に加えるた  
め、条例の一部を改正しようとするものであります。